

中間申告のお知らせ

山口県

県税につきましては、平素から格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。さて、貴社の今期分の法人県民税・事業税、地方法人特別税の中間申告期限が近づいてきました。同封した申告書に所定の事項を御記入のうえ、期限までに申告納付されるようお知らせします。なお、申告期限は事業年度開始の日から6月を経過した日から2月以内です。

▼ 申告に必要な各種様式、届出書とその記載要領は、山口県のウェブサイトからダウンロードできますので、ご利用ください。
(ダウンロードの方法については、別紙をご覧ください。)

◎法人県民税の税率
(均等割)

法人の区分		均等割額	やまぐち森林づくり県税	納付額 (年額)
・資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1千万円以下であるもの ・公共法人及び公益法人等 ・一般社団法人及び一般財団法人 ・人格のない社団等 ・保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの		20,000円	1,000円	21,000円
資本金等の額を有する法人	資本金等の額 1千万円超～1億円以下	50,000円	2,500円	52,500円
	資本金等の額 1億円超～10億円以下	130,000円	6,500円	136,500円
	資本金等の額 10億円超～50億円以下	540,000円	27,000円	567,000円
	資本金等の額 50億円超	800,000円	40,000円	840,000円

注 ①表中の用語については以下のとおりです。

資本金等の額…法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条17号の2に規定する連結個別資本金等の額、保険業法に規定する相互会社の場合は純資産の額

公共法人…法人税法第2条第5号に規定する公共法人

公益法人等…地方税法第24条第5項に規定する公益法人等

(公共法人及び公益法人のうち、地方税法で非課税となるものは除きます。また、独立行政法人で収益事業を行うものは、資本金等の額に応じて均等割が課されます。)

人格のない社団等…法人でない社団又は財団で代表者の定めがあり、かつ収益事業を行うもの

② 税率区分の資本金等の額は、予定申告の場合は前事業年度の末日現在の額、仮決算をした場合の中間申告の場合は、課税標準の算定期間の末日現在の額によります。

③ 合併により設立された法人の当該設立の日を含む事業年度に係る予定申告の場合は、当該設立の日現在の資本金等の額によります。

④ 荒廃が深刻化している森林を適正に維持・管理するため、「やまぐち森林づくり県民税」を導入し、平成17年4月1日以後に開始する事業年度分から県民税均等割額に加算して納めていただいています。

〈法人税割〉

① 仮決算による中間申告の場合

区 分	税 率
(イ) 資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人 (ロ) 保険業法に規定する相互会社 (ハ) 資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの若しくは資本若しくは出資を有しないもの又は人格のない社団等で、法人税割の課税標準となる法人税額(分割法人については分割前の額)が500万円を超えるもの。	5.8%
(二) (イ)～(ハ)以外の法人	5%

② 予定申告の場合

前事業年度の法人税割額に6を乗じて得た金額を前事業年度の月数で除して得た額

$$\text{予定申告税額} = \text{前事業年度の法人税割額} \times 6 \div \text{前事業年度の月数}$$

※連結申告法人については、事業年度(清算中の事業年度を除く)を連結事業年度と読み替えてください。

【仮決算による中間申告の場合】

① 法人事業税の税率

地方法人特別税の創設に伴い、平成20年10月1日以後に開始する事業年度から法人事業税の税率が引き下げられました。

法人の種類	所得等の区分		税率
外形標準課税法人 (資本金の額又は出資金の額が1億円を超える普通法人)	所得割	所得のうち年400万円以下の金額	1.5%
		所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	2.2%
		所得のうち年800万円を超える金額及び清算所得 ※	2.9%
		資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上で3以上の都道府県に事務所・事業所がある法人の所得の金額	2.9%
	付加価値割	付加価値額	0.48%
普通法人 (外形標準課税法人を除く)	所得割	所得のうち年400万円以下の金額	2.7%
		所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	4%
		所得のうち年800万円を超える金額及び清算所得 ※	5.3%
		資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上で3以上の都道府県に事務所・事業所がある法人の所得の金額	5.3%
	資本割	資本金等の額	0.2%
特別法人 (協同組合、信用金庫、医療法人など)	所得割	所得のうち年400万円以下の金額	2.7%
		所得のうち年400万円を超える金額及び清算所得 ※	3.6%
		資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上で3以上の都道府県に事務所・事業所がある法人の所得の金額	3.6%
		収入割	収入金額

※平成20年10月1日以後の解散による清算所得に対して適用されます。

② 地方法人特別税の税率、税額の計算方法

法人の種類	課税標準	税率	税額の計算方法
外形標準課税法人	所得割の税額 ※付加価値割及び資本割の税額は対象外	148%	課税標準×税率 ＝地方法人特別税額 (税額は百円未満切り捨て)
普通法人(外形標準課税法人を除く)	所得割の税額	81%	
特別法人			
電気・ガス供給業、保険業を行う法人	収入割の税額		

【予定申告の場合】

① 法人事業税額

地方法人特別税の創設に伴い、平成20年10月1日以後に開始する最初の事業年度の予定申告に限り、法人事業税額の計算方法が通常と異なりますので、御注意ください。

所得割額	(前事業年度の所得割額 ÷ 前事業年度の月数 × 3.3)	各割を計算後、 合算
付加価値割額	(前事業年度の付加価値割額 ÷ 前事業年度の月数 × 3.3)	
資本割額	(前事業年度の資本割額 ÷ 前事業年度の月数 × 3.3)	
収入割額	(前事業年度の収入割額 ÷ 前事業年度の月数 × 3.3)	

※申告書の記載では、6を乗じることとなっていますが、3.3に読み替えます。
※次の事業年度以降は、申告書に記載されているとおりに6を乗じます。

② 地方法人特別税額

平成20年10月1日以後に開始する最初の事業年度については、「前事業年度の地方法人特別税額」がないため、前事業年度の法人事業税額に基づき計算します。

$$\text{地方法人特別税額(百円未満切り捨て)} = \text{前事業年度の事業税額} \div \text{前事業年度の月数} \times 2.7$$

▼ 申告書様式に関する注意事項

申告書はなるべくボールペンで記載してください。
申告書にあらかじめ税額等を打ち出していますが、発送の直前に前事業年度の修正申告や更正があった場合、正しい金額を反映していないことがありますので、御確認いただくようお願いします。
なお、申告する税額等が打ち出した数字と異なる場合は、その数字を二重線で消して経理担当者の訂正印を押印の上、正しい金額を記入してください。

▼ 御不明の点があれば、最寄りの県税事務所へお尋ねください。

県税事務所名	所在地	電話番号
岩国	〒740-8516 岩国市三笠町1丁目1-1	(0827) 29-1504
柳井	〒742-0031 柳井市南町3丁目9-3	(0820) 23-2121
周南	〒745-0004 周南市毛利町2丁目38	(0834) 33-6416
防府	〒747-0801 防府市駅南町13-40	(0835) 23-3111
山口	〒753-0064 山口市神田町6-10	(083) 925-3111
宇部	〒755-0033 宇部市琴芝町1丁目1-50	(0836) 21-2111
下関	〒751-0823 下関市貴船町3丁目2-1	(083) 223-7191
萩	〒758-0041 萩市江向河添沖田531-1	(0838) 25-3111